

情報提供日	2021年(令和3年)2月17日
問い合わせ先	明石市政策局SDGs推進室 (担当:山田・中島) 直通 078-918-6056 (内線 2417)

性別記載欄の見直し

市役所では様々な場面において、市民の方々に申請書等に記入を求め、また、通知書やアンケート等の書類を発行・配付しています。その中で、LGBTQ+の方の中には、性別欄が「男・女」の二択であった場合に、性自認(こころの性)と一致しない性別を選択することへの抵抗感や、戸籍上の性別と見た目の性別が異なるために窓口で再確認されるなどの精神的な苦痛を感じる方もおられます。

そこで、性的指向や性自認、どのような性表現をするのかに関わらず、すべての市民が自分自身を大切に、自分らしく生き、互いを認め合える「ありのままがあたりまえのまち」の実現を目指す取組の一環として、市が扱う申請書等の各種様式において、業務上必要な場合を除き、性別欄を削除します。

1 方針

業務上、性別情報が必要な場合を除き、性別欄を設けないこととします。

ただし、国・県など市以外の期間が法令等において様式を定めており、市に裁量の余地がないものは除きます。

2 取組の経緯

2020年(令和2年)10月	庁内基礎調査の実施、性別記載欄のある様式の洗い出し
12月	・庁内ガイドラインの取りまとめ ・規則・要綱・マニュアルなどの改正作業を開始 準備が整ったものから、性別記載欄を削除した様式に変更
2021年(令和3年)3月	印鑑証明等の様式を定める「明石市印鑑条例」の改正案を3月議会に提出

3 調査結果

様式種別	性別欄の件数	廃止可能							廃止不可					
		総数	削除済	4月切替	例規改正	在庫利用	システム改修	関係機関と要協議	総数	統計上必要	医療上必要	性別配慮が必要	その他	
国・県等の様式	240	0								240				
市の様式	373	225	174	12	5	20	10	4	148	36	33	52	27	

(業務上、性別情報が必要な場合)

- ・統計上必要:性別による満足度やニーズの差などを確認し、業務に反映する必要
- ・医療上必要:性別により健康管理・検査などの内容・数値・プログラム等が異なる場合
- ・性別により配慮・対応を区別する:更衣室、休憩室、トイレの確保等、区別が必要
- ・男女共同参画推進のため:参画機会の現状を把握するために必要
- ・その他、明確に必要な理由がある場合

4 規則等の改正状況(2月未までに順次実施)

○ 規則・訓令:10

- ・市税条例施行規則(市県民税減免申請書)
- ・地域生活支援事業実施規則(障害者日常生活用具給付事業受給申請書 等)
- ・介護保険条例施行規則(負担限度額差額支給申請書 等)
- ・旅館業法施行細則(宿泊者名簿) など

○ 要綱・マニュアル等:17

- ・要援護者ごみ個別収集実施要綱(要援護者ごみ個別収集申請書)
- ・点字図書給付事業実施要綱(点字図書給付申請書など)
- ・食物アレルギー対応マニュアル(食物アレルギー対応申請書等) など

5 性別記載欄を削除した様式(例)

- ・施設利用者アンケート
(市民広場、天文科学館、図書館、総合福祉センター、ふれあいプラザあかし西など)
- ・市ホームページお問い合わせフォーム
- ・採用試験申込書、道路モニター申込書、大蔵海岸マナードッグ応募用紙
- ・総合福祉センター新館多目的ホール利用票
- ・歯科検診受診券、検診費用助成券
- ・介護保険利用者負担額確認申請書
- ・ひきこもり相談申込票 など